

申込資格

お申込みいただける方は申込日現在、次の1～5のすべてにあてはまる方となります。

1. 生活の本拠として自らが居住するための住宅を必要とする方

- 自己所有の不動産(建物)を所有している方でも、売却や譲渡のご予定がある、所在地が遠方である等の場合はお申込みいただけますので、お問い合わせください。
- 同居できる方は、右の親等図に記載する親族に該当する方です。(その他注意事項等の1及び2もご確認ください。)

2. 日本国内に居住している成年者の方

- 世帯員全員が日本国内に居住していて、申込者本人が成年者の方(外国籍の方についてはその他注意事項等の3をご確認ください。)

3. 収入等が会社の定める基準以上ある方

- 会社の定める基準は、P.2の月収基準をご確認ください。
- 申込者本人が満60歳以上の場合は、貯蓄額による審査もご利用いただけます。
- 一定の条件にあてはまる方は、申込者本人の月収または貯蓄が基準に満たない場合でも「収入合算」「月収基準の特例」によりお申込みいただけますので、お問い合わせください。

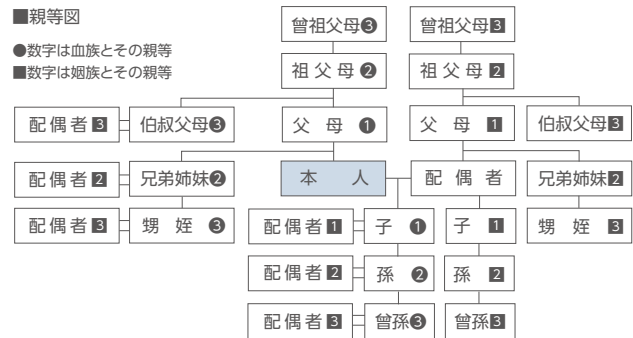
4. 保証会社をご利用いただくか連帯保証人を立てられる方

- 「月収基準の特例」や親族等からの仕送りによる「収入合算」を利用される方は、連帯保証人を立てていただく必要があります。(連帯保証人には資格がございます。その他注意事項等の4をご確認ください。)※保証会社についてはP.4を参照ください。

5. 申込者本人を含めた同居世帯員全員が暴力団員等でなく、また、以下の①～④に該当しない方

- 申込者本人または同居予定の方の中で、次の①～④の場合は、申込資格1～4のすべてにあてはまる方でもお申込み(ご契約)をお断りさせていただきます。
 - ①現在または過去に、公社賃貸住宅の入居期間中における家賃等の未払金(未清算金)がある方とその連帯保証人
 - ②公社から家賃滞納等の訴訟を提起されたことがある方及びその同居者と連帯保証人
 - ③過去に公社の住宅に入居されていて近隣とトラブルを起こされた方
 - ④その他、公社との信頼関係の破壊に繋がる行為または公社に対する不法行為を行った方及びその同居者

親等図内の「配偶者」は、「内縁関係にある方」「婚約者」「パートナー」「パートナー予定者」の方も含まれます。



その他注意事項等(必ずご確認ください)

1. 同居予定者の方及び単身の方について

- 同居予定者とは
 - 日本国内に居住する、上記「申込資格」の親等図に記載する親族に該当する方です。
 - 内縁関係にある方は申込日以前から住民票の続柄の記載が「夫(未届)」または「妻(未届)」となっていて、戸籍上の配偶者がいない方です。
- 単身とは
 - 同居予定者のいない方です。
 - 単身赴任の方もお申込みいただけます。詳しくはお問い合わせください。

2. お申込み可能な間取りについて

- 同居予定者がいる方は全ての間取り、単身の方は2LDKまでです。
- L4タイプ(2LDK+1DK)の住戸は、入居予定者の中に直系親族三世代(妊娠中を含む)が含まれる場合のみ、お申込みいただけます。直系親族の範囲及び注意事項については、「[L4タイプ\(2LDK+1DK\)の住戸について](#)」をご確認ください。

3. 外国籍の方のお申込みについて

- お申込み時点での世帯員全員の住民票で「区分」「在留資格」「在留期間の満了日」等を確認いたします。
- なお、住宅賃貸借契約の内容を理解できることが必要です。

4. 連帯保証人の資格について

- ①継続した収入がある成年者の方
- ②日本国内に居住している方
- ③お申込みいただいた公社住宅に同居されない方
- ④公社が管理する賃貸住宅の居住者でない方(仕送り合算または月収基準の特例を利用する場合は除きます。)
- ⑤公社が管理する他の賃貸住宅居住者の連帯保証人になっていない方
- ⑥申込者本人及び同居者の配偶者ではない方
 - ※入居する方がすでに公社が管理する賃貸住宅に入居されている方の連帯保証人になっている場合は、保証会社をご利用いただくか、連帯保証人を変更していただけます。

5. 住宅の転貸禁止及び居住以外の用途での使用禁止

- 住宅の全部または一部を転貸したり、貸借権を譲渡することはできません。
- 民泊行為等、住宅を自らが居住する以外の用途に使用することはできません。

6. 東京都安全安心まちづくり条例に定める「危険薬物の濫用の根絶」「特殊詐欺の根絶」について

- 公社では、「東京都安全安心まちづくり条例」に基づき、住宅を危険薬物の販売等及び特殊詐欺の用に供することを禁止しています。

7. ペット飼育の禁止及び円満な共同生活について

- ペットの飼育は禁止です。住宅内では小鳥、魚類以外の動物の飼育はできません。
- 集合住宅であることをご理解いただき、他のお客様と円満な共同生活を営んでいただくようお願いいたします。

収入等の審査について

お申込みにあたっては、申込者本人の月収または貯蓄が会社の定める基準以上であることが必要です。

月収基準

お申込みにあたり必要となる月収の基準額は下表のとおりです。

申込住戸の家賃	同居者がいる場合の月収基準	単身入居の場合の月収基準
90,000円以上 120,000円未満	360,000円以上	300,000円以上
120,000円以上	400,000円以上	

1. 月収とは

(1) 給与所得者

次のいずれかの額をいいます。

① 昨年1年間の総収入の12分の1

② 昨年中途以降に転職等した方の場合、すでに支給された金額を勤務月数で割った金額

※ 交通費等非課税分については除きます。

(2) 事業所得者

次のいずれかの額をいいます。

① 昨年1年間の所得の12分の1 (必要経費等控除後の所得金額の12分の1)

※ 配偶者の専従者給与額については、本人の収入に加算することができます。

※ 青色申告をしている方については、青色申告特別控除額を加算することができます。

② 昨年中途以降に事業を開始した方の場合

ア. すでに1年以上の事業実績のある方は、過去1年間の所得金額の12分の1

イ. 事業実績が1年に満たない方は、事業開始から現在までの所得金額を営業月数で割った額

※ 入居審査時に事業開始日が確認できる書類(事業開始届等)及び最新年分の確定申告書の控(税務署の受付印または受付日時・受付番号のあるもの)、売上金額が確認できる書類(契約書、領収書の控、通帳等)で確認させていただきます。

※ 電子申告の場合は、税務署の受付印に代えて「受信通知」の写しが必要です。

(3) 公的年金受給者

公的年金受給額を12で割った金額(遺族年金及び障害年金は月収とみなします。)

(4) 利子所得・配当所得その他これらに準ずる所得のある方

年間所得の12分の1(ただし、税務署の受付印または受付日時・受付番号のある確定申告書の控等により確認できることが必要です。)

2. 「月収」に関する注意事項

(1) お申込み前後に転職・転業、退職・廃業等があった方は、現在の職に就いてからの収入のみが対象となります。(前職での収入は月収とみなしません。)

● 過去に収入があっても申込日現在失業中の場合は、0円となります。

● お申込み後に退職・廃業したため契約時に収入がない場合は、0円となります。

(2) 就職・転職予定の方は、現在収入がなくても就職後の給与予定額を「月収」として判断します。

● 申込日時点から3ヶ月以内に就職・転職が決定している方を対象とし、「収入」は支給予定額により判断します。

● 就職・転職の時期及び支給予定額については、「給与支払及び採用証明書」(公社様式)により確認させていただきます。ただし、企業の募集要項等により支給予定額を判断できる場合は「内定通知」等でも審査ができる場合もあります。

(3) 次のものは、「月収」には含みません。

● 交通費(通勤手当・定期代等)・出張費 ● 失業給付金 ● 奨学金(学生向け貸貸を除く) ● 一時的な所得

● 労災保険の各種保険金等の非課税所得 ● 児童手当

■ 収入合算について

申込者本人の月収が月収基準に満たない場合、申込者本人の月収が月収基準の2分の1以上あり、次の条件のいずれかにあてはまればお申込みいただけます。

(1) 同居者全員の収入を合算し、合算した合計月収額が月収基準以上あること。この場合、連帯保証人の月収は合算できません。

(2) 申込者本人の同居しない三親等内の親族からの仕送りを合算し、合算した合計月収額が月収基準以上となること。この場合、仕送りをする方に連帯保証人となっていただきます。

※ 仕送りをする方がすでに会社の賃貸住宅に入居中の方であっても、連帯保証人になっていただきます。

※ 親等図及び連帯保証人についてはP.1 「申込資格」 「その他注意事項」をご参照ください。

【注意】(1)と(2)の併用はできません。

例) 家賃119,400円(月収基準36万円以上)の住戸に同居者ありで申込み場合

① 申込者本人(月収18万円以上)+妻(月収13万円)+子(月収5万円)⇒OK

(申込者本人が月収基準の1/2以上あり、同居者と合算した月収が36万円以上であるため)

② 申込者本人(月収18万円以上)+親族(毎月の仕送り18万円)⇒OK

(申込者本人が月収基準の1/2以上あり、仕送りと合算した月収が36万円以上であるため)

収入等の審査について

月収基準の特例

申込者本人の月収が月収基準に満たない場合、申込者本人がお申込み時に次の1～3のいずれかに該当し、かつ『[月収基準の特例]を利用する場合の条件』を満たすことでお申込みいただくことができます。

1. 満60歳以上の方

2. 下記のいずれかに該当する障がい者の方

- 身体障害者手帳の交付を受けていて、1～4級の障がいのある方
- 戦傷病者手帳の交付を受けていて、恩給法別表第1号表ノ三に規定する障がいの程度のうち第1款症以上の障がいのある方
- 重度または中度の知的障がい者(愛の手帳の場合は総合判定で1～3度)もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、1～2級の障がいのある方

3. 下記に該当するひとり親世帯の方

- 申込者本人が「配偶者」「内縁関係にある方」「婚約者」「パートナー」「パートナー予定者」のいない方であり、同居者が申込日現在**20歳未満**の子だけである方

[月収基準の特例]を利用する場合の条件

1. 下記のいずれかに該当する、同居者ではない方(1名)に連帯保証人となっていただきます。

- 申込者本人の二親等内の親族
 - 東京近郊(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県)に居住する、申込者本人の三親等内の親族
- ※親等図についてはP.1「[申込資格](#)」をご参照ください。

2. 連帯保証人の月収が申込む住戸の月収基準以上であることが必要です。

ただし、連帯保証人が会社の賃貸住宅に入居している場合は、それぞれの家賃の合計額に応じた月収基準以上の月収があることが必要です。

例	申込住戸の家賃 119,400円	+	連帯保証人が入居している 公社住宅の家賃 100,000円	=	合計家賃 219,400円
---	---------------------	---	-------------------------------------	---	------------------

合計家賃が、120,000円以上になるので、連帯保証人の月収基準は、400,000円以上となります。

[ご注意]

- この特例により申込み場合は、公社の賃貸住宅に入居中の方であっても、連帯保証人になっていただきます。
- 親等図及び連帯保証人についてはP.1「[申込資格](#)」[\[その他注意事項\]](#)をご参照ください。

貯蓄基準

お申込みにあたり必要となる貯蓄の基準額は次のとおりです。

※申込者本人が**満60歳以上**の場合にご利用いただけます。

貯蓄基準額:お申込みいただく住戸の**家賃の100倍**

例 申込住戸の家賃が月額120,000円の場合、12,000,000円の貯蓄額が必要です。

1. 貯蓄額とは

金融機関の預貯金額の合計額をいいます。(入居審査時に①金融機関発行の円預金の残高証明書(発行後7日以内)②金融機関発行の預り資産証明書(円換算/発行後7日以内)をご提出いただきます。)

※円預金の残高が対象となります。 ※株式・社債・保険は対象外です。

2. 申込者本人の貯蓄額が基準に満たない場合

申込者本人の貯蓄が貯蓄基準額の2分の1以上あり、次の①または②の条件に該当する場合、貯蓄額による審査が可能です。

①世帯員の貯蓄の合算

⇒申込者本人と同居者全員の貯蓄を合算した合計が貯蓄基準額以上であること。この場合、連帯保証人の貯蓄は合算できません。

②月収基準の併用

⇒申込者本人の月収が月収基準額の2分の1以上であること。この場合、月収を証明する書類及び貯蓄を証明する書類の両方をご提出いただきます。

ひとり親世帯入居サポートについて

収入審査の緩和

申込者本人の月収が月収基準に満たない場合、各自治体から交付される「[児童育成手当](#)」「[児童扶養手当](#)」を月収額に合算して収入審査を受けることが可能です。また、申込者本人の月収が月収基準に満たない場合には「[収入合算](#)」「[月収基準の特例](#)」等も利用することが可能です。

学生向け賃貸について

一定の条件を満たすことで、学生の方でもお申込みが可能です。

[概要]

学校教育法に基づき設立された大学(通信による大学は除く。)、高等専門学校、専修学校、各種学校(以下「大学等」という。)に在籍する成年人者を賃借人として、賃借人が大学等を卒業する予定年月の末日を契約終期とする定期借家契約を締結することができます。※お申込みの際には、学生証のコピーをご提出いただきます。申込条件等詳しくは公社住宅募集センターまでお問い合わせください。

保証会社について

保証会社をご利用いただくことで、連帯保証人が不要となります。

保証会社とは

賃貸住宅の契約時に必要な連帯保証人を代行する会社のことをいいます。

- 一定の条件を満たすことで連帯保証人に代わる保証会社をご利用いただけます。
- 保証会社を2社ご案内しています。

保証会社	株式会社 オリコフォレントインシュア 敷金0円	一般財団法人東京公社住宅サービス	
		らくらくスタート安心プラン 敷金0円	スタンダードプラン
保証料のお支払い方法	入居時及び毎月払い	毎月払い	毎月払い
支払い先	家賃・共益費・保証料を オリコフォレントインシュアが収納	家賃・共益費・保証料を JKK東京が収納	家賃・共益費・保証料を JKK東京が収納

ご利用の場合はいずれかをお選びいただき、お申込みが必要です。

【1.ご利用条件】

- ①株式会社オリコフォレントインシュア：ご入居にあたり、オリコフォレントインシュアの審査に合格すること。
※公社では、審査内容及び基準等についてはお答えできません。
- ②一般財団法人東京公社住宅サービス：ご入居にあたり、JKK東京の収入審査に合格すること。

【2.利用するために必要なもの】

入居審査のご案内に同封する申込書をお送りください。

【3.ご負担いただく費用(保証料及び家賃・共益費)】

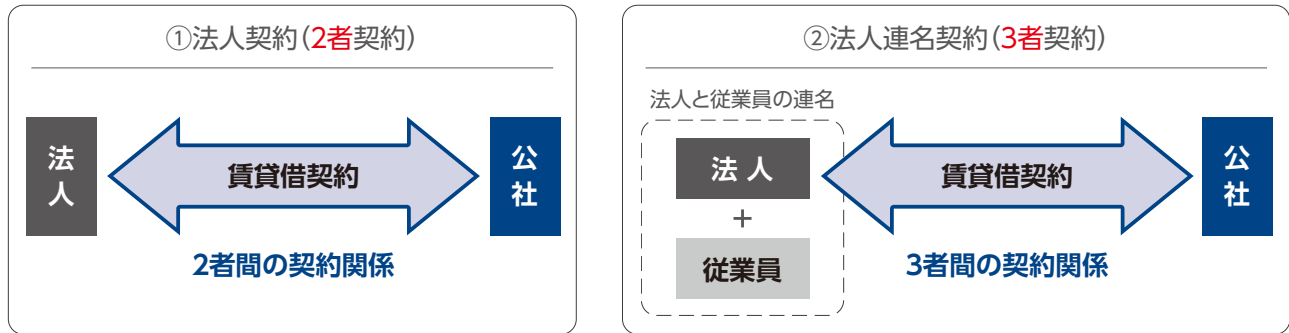
保証会社	株式会社 オリコフォレントインシュア	一般財団法人東京公社住宅サービス	
		らくらくスタート安心プラン	スタンダードプラン
初期費用	敷金:なし 家賃:家賃発生日月の日割分 共益費:家賃発生日月の日割分 ※契約手続き日(鍵渡し日)までにお支払いください。 初期保証料:月額家賃等(家賃・共益費の合計額)の30% ※家賃発生日月翌月の家賃等と同時に引落とし	敷金:なし 保証料:家賃発生日月の翌月分 ※契約手続き日(鍵渡し日)までにお支払いください。 家賃:家賃発生日月の日割分 共益費:家賃発生日月の日割分 ※家賃発生日月の末日までにお支払いください。	敷金:2か月分 保証料:家賃発生日月の翌月分 ※契約手続き日(鍵渡し日)までにお支払いください。 家賃:家賃発生日月の日割分 共益費:家賃発生日月の日割分 ※家賃発生日月の末日までにお支払いください。
月次費用	家賃:当月分 共益費:当月分 月次保証料:月額家賃等(家賃・共益費)の1.0%	家賃:当月分 共益費:当月分 月次保証料:月額家賃等(家賃・共益費)の1.5%	家賃:当月分 共益費:当月分 月次保証料:月額家賃等(家賃・共益費)の1.2% ※月額家賃等が166,700円以上: 一律2,000円
退去後費用(原状回復費用)	発生した費用をご請求いたします。	発生した費用をご請求いたします。	敷金から精算し、敷金の余剰分は返還いたします。敷金でまかないきれない場合、不足分をご請求いたします。
委託契約の終了に伴う保証料の取扱い	お支払いいただいた保証料については返還いたしません。 ※日割精算による返還はございません。		

社宅利用の契約方法

1.法人契約(法人と公社との2者契約)

2.法人連名契約(法人と従業員の連名による公社との3者契約)

のいずれかの契約方法により、公社の住宅は借上社宅としてご利用いただけます。



法人契約・法人連名契約の比較表

契約形態	法人契約	法人連名契約
契約名義	法人 (個人事業者・社宅代行サービス事業者も含む)	従業員(個人契約者) + 法人(法人契約者)
入居者	従業員 (ルームシェア不可)	従業員 (ルームシェア不可)
収入・所得による入居審査	なし	なし
同居者の資格	入居する従業員のP1の親等図に該当する方 ※詳細はP1をご確認ください	入居する従業員のP1の親等図に該当する方 ※詳細はP1をご確認ください
連帯保証人	必要 (上場企業等 ^{※1} は不要)	不要
入居従業員の変更	可 (ただし変更時に届出が必要) ^{※2}	不可 (従業員の退去により契約が終了)
入居従業員、個人名義への契約切替	可 (個人契約の審査に合格することが必要)	可 (個人契約の審査に合格することが必要)
入居従業員、個人名義からの法人契約等への切替	可 (法人契約の審査に合格することが必要)	可 (法人連名契約の審査に合格することが必要)

※1 上場企業等の範囲

(1)以下に該当する法人またはその法人から50%超の出資を受けている子会社

- 各種証券取引所(外国含む)上場企業及び新興市場(グロース市場等)上場企業
- 非上場の生命保険会社・損害保険会社
- 資本金5億円以上の企業
- 農業協同組合法に基づく農協等※信用事業を実施するものに限る
- 大規模一般社団(財団)法人
- 私立学校法に基づく私立学校※前年度会計において、私立学校振興助成法に基づく補助金の額が1,000万円以上であるものに限る
- 公益社団(財団)法人※前年度会計において収益1,000億円以上、費用及び損失の合計額1,000億円以上または負債50億円以上のものに限る
- 社会福祉法人※前年度会計において、収入10億円以上または負債20億円以上のものに限る
- 医療法人※前年度会計において、社会福祉法人債を発行する社会医療法人、医療機関債の負債総額100億円以上または1会計年度における発行総額1億円以上もしくは購入人数50人以上のものに限る

(2)国(外国政府含む)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立された法人、特別の法律により設立された民間法人

※2 入居従業員の変更

個人契約もしくは法人連名契約から法人契約への切替をした場合は入居従業員の変更はできません。

1. 法人契約(法人と公社との2者契約)

申込資格

1. 法人(契約者)の資格

以下の(1)から(6)を全て満たすこと

- (1) 法人設立から2年以上経過していること
- (2) 以下の①または②を満たすこと
 - ① 使用する従業員または設置する大学等に在学する者に対して住宅に貸し付けようとする法人または個人事業者
 - ② 従業員用の住まいを求める法人、学生用の住まいを求める大学または学生に対して転貸やその賃貸借契約に係る手続きを代行するP.5※1「[上場企業等の範囲](#)」で定める上場企業等または上場企業等の子会社である社宅代行サービス事業者
- (3) 賃借人が法人の場合、法人登記していること
- (4) 賃借人が法人の場合、法人税の滞納がないこと。賃借人が個人事業者であるとき、所得税及び消費税の滞納がないこと
- (5) 反社会的勢力排除に関する以下の①及び②などの内容について確約できること
 - ① 事業者、役員等、入居する従業員または世帯員もしくは同居者が暴力団または暴力団員でないこと
 - ② 事業者、役員等、入居する従業員または世帯員もしくは同居者が自己もしくは第三者の利益を図る目的または第三者に障害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどしていないこと
- (6) 連帯保証人(法人の代表者または代表者に準ずる者)を立てられること(上場企業等は連帯保証人は不要です。)

2. 入居者の資格

公社と賃貸借契約を締結する法人の従業員であり、ペット禁止やゴミ捨て方法などの居住ルールを遵守し円満な共同生活を営める方
(※従業員同士のルームシェアはできません。)

3. 同居者の資格

- 従業員の親族 ※P.1「[申込資格](#)」の親等図の「本人」を「従業員」に読み替えてご参照ください。該当する方のみが対象です。また、[従業員同士のルームシェアはできません](#)。
- 居住ルール等を遵守し円満な共同生活を営める方

審査に必要な書類

(☆印は発行から3ヶ月以内のものが有効です。)

提出書類は下表のとおりです。(上場企業等の範囲については、P.5※1「[上場企業等の範囲](#)」をご覧ください。)

1. 法人の提出書類

提出書類	上場企業等	非上場企業	個人事業者	備考
会社(事業)概要書[公社指定用紙]	—	●	●	
法人履歴事項全部証明書 ☆	—	●	—	
従業員の在職在勤証明書[公社指定用紙]	●	●	●	従業員の社員証写しまたは健康保険被保険者証(事業所名称が法人名称と同一のもの)でも可
印鑑証明書 ☆	—	●	●	
納税証明書(その1※) ☆	—	●	●	法人税(直近2ヶ年分)の納税状況が分かるもの [証明税目]非上場:法人税、個人事業者:申告所得税
住民票の写し(世帯全員分) ☆	—	—	●	

※直近2年間の納税証明書をご提出いただけます。納税証明書の納税金額が0円の場合には、決算書等のコピーをご提出いただけます。直近の当期純利益がマイナスもしくは、青色申告決算書または収支内訳書の所得金額がマイナスの場合にはご契約いただけません。

2. 連帯保証人の提出書類

提出書類	上場企業等	非上場企業	個人事業者	備考
印鑑登録証明書 ☆	—	●	●	上場企業等は連帯保証人は不要です。

ただし、お申込みの状況によっては上記以外の書類提出をお願いする場合があります。

3. その他

- ① 法人契約をご利用の場合、[倍率優遇制度](#)の対象とはなりません。「通常」区分でのお申込みとなります。(法人連名契約の場合は、[倍率優遇制度](#)をご利用いただけます。)
- ② 法人契約のお申込みについては、お申込み時にすべての入居予定者の情報をご記入ください。お申込み完了後に入居者の変更はできません。ただし、契約後に入居者の変更をすることは可能です。
また、法人契約の入居予定者と個人契約の入居予定者に重複がある場合は、重複申込となり無効となります。

2.法人連名契約(法人と従業員の連名による公社との3者契約)

申込資格

1.法人(法人契約者)の資格

次の(1)から(4)を全て満たすこと

- (1)法人設立から1年以上経過していること
- (2)法人登記をしていること
- (3)反社会的勢力の排除に関する以下の①及び②などの内容について確約できること
 - ①事業者、役員などが暴力団または暴力団員でないこと
 - ②事業者、役員などが自己もしくは第三者の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員などを利用するなどしていないこと
- (4)法人税を滞納していないこと
(設立初期などの理由により納税実績がない場合はお申込みいただけません。)

2.従業員(個人契約者)の資格

次の(1)から(4)を全て満たす方であること

- (1)法人(法人契約者)の従業員である単身の方、またはP.1「申込資格」の親等図に該当する方と同居する方
- (2)現に日本国内に居住している成年者であり、そのことを証明する住民票が取得できる方
- (3)反社会的勢力の排除に関する以下の①及び②などの内容について確約できる方
 - ①本人または世帯員もしくは同居者が暴力団または暴力団員でないこと
 - ②本人または世帯員もしくは同居者が自己もしくは第三者の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員などを利用するなどしていないこと
- (4)ペット禁止やゴミ捨て方法などの居住ルールを遵守し円満な共同生活を営める方

3.同居者の資格

- 従業員の親族 ※P.1「申込資格」の親等図の「本人」を「従業員」に読み替えてご参照ください。該当する方のみが対象です。また、従業員同士のルームシェアはできません。
- 居住ルール等を遵守し円満な共同生活を営める方

審査に必要な書類 (☆印は発行から3ヶ月以内のものが有効です。)

- 提出書類は下表のとおりです。(上場企業等の範囲についてはP.5「※1 上場企業等の範囲」をご覧ください。)
- 住民票は個人番号(マイナンバー)が記載されていないものをご提出ください。

1.法人(法人契約者)の提出書類

提出書類	上場企業等	非上場企業	備考
従業員の在職在勤証明書(公社指定用紙)	●	●	従業員の社員証写しまたは健康保険被保険者証(事業所名称が法人名称と同一のもの)でも可
印鑑証明書 ☆	—	●	—
法人税納税証明書その3 ☆	—	●	法人住民税納税証明書でも可

2.従業員(個人契約者)の提出書類

提出書類	上場企業等	非上場企業	備考
印鑑登録証明書 ☆	※	●	※契約手続(鍵の受取)に従業員(個人契約者)が来社されない場合は必要
住民票の写し(世帯全員) ☆	※	●	

ただし、お申込みの状況によっては上記以外の書類提出をお願いする場合があります。
す。法人連名契約の場合は、倍率優遇制度をご利用いただけません。